



三重県公報

令和6年4月23日 (火)

第 509 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
318	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	2
	公 告		
	令和6年度三重県製菓衛生師試験の実施	(食 品 安 全 課)	2
	土地改良区役員の就任の届出	(農 地 調 整 課)	2
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(同)	2
	同件	(同)	3
	土地改良事業の工事の完了	(同)	4
	基本測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	4
	同件	(同)	4
	同件	(同)	5
	公共測量を実施する旨の通知	(同)	5
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	6
	特 定 調 達 公 告		
	落札者を決定した旨	(広 聴 広 報 課)	7
	一般競争入札を行う旨	(管 財 課)	7
	お 知 ら せ		
	理容師法の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法の規定による 管理美容師資格認定講習会の指定	(食 品 安 全 課)	10

告 示

三重県告示第 318 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 4 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 解除予定保安林の所在場所
志摩市浜島町松山路字釜ヶ谷 3 の 54、字初吹 17 の 40
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 4 条第 1 項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

令和 6 年 4 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
令和 6 年 11 月 4 日(月)(振休)	午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター

2 受験申込書の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間
令和 6 年 8 月 13 日（火）から同月 23 日（金）まで
- (2) 受付場所
県内各保健所
郵送による受付もいたします（8 月 23 日（金）当日消印有効）。
なお、土曜日、日曜日及び祝日の受付はいたしません。

3 受験申込書の請求先

県内各保健所

4 その他

この試験についての問合せは、受験申込書の請求先にしてください。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和 6 年 4 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

機殿土地改良区（松阪市六根町 775 番地 1）

就任監事

松阪市六根町 51 番地

橋 本 齋 治

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 6 年 4 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

北谷土地改良区（松阪市小片野町 1545 番地 2）

退任理事

松阪市小片野町 1194 番地	奥 出 克 成
〃 〃 1701 番地	村 田 成 人
〃 〃 833 番地	平 井 保 彦
〃 〃 1148 番地	古 野 文 善
〃 〃 273 番地	野 村 幸 彦
〃 〃 1670 番地	奥 山 悦 生

退任監事

松阪市小片野町 1339 番地	寺 田 利 幸
〃 〃 1725 番地	亀 田 耕一郎
〃 〃 191 番地	野 村 顯 寛

就任理事

松阪市小片野町 1194 番地	奥 出 克 成
〃 〃 1415 番地	朴 木 茂
〃 〃 1701 番地	村 田 成 人
〃 〃 833 番地	平 井 保 彦
〃 〃 1178 番地	長谷川 尚 子
〃 〃 1148 番地	古 野 文 善

就任監事

松阪市小片野町 1339 番地	寺 田 利 幸
〃 〃 1725 番地	亀 田 耕一郎
〃 〃 191 番地	野 村 顯 寛

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 6 年 4 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

員弁川用水第二土地改良区（員弁郡東員町大字中上 3268 番地）

退任理事

員弁郡東員町大字南大社 1459-1 番地	一 色 干 城
〃 〃 〃 859 番地	近 藤 武 利
〃 〃 大字長深 788 番地	一 色 俊 満
〃 〃 〃 2792 番地	松 下 忠
〃 〃 〃 2054 番地	伊 藤 哲 夫
〃 〃 〃 611 番地	松 下 一 幸
〃 〃 大字中上 1001-1 番地	平 野 賢 男
〃 〃 〃 1443 番地	山 川 芳 温
〃 〃 〃 203 番地	日 置 彰
〃 〃 〃 174-5 番地	大 原 康 嗣

桑名市大字志知 462 番地

〃 〃 597 番地	松 岡 厚 美
〃 大字島田 224-1 番地	酒 井 重 信
〃 大字友村 187 番地	寺 尾 隆
〃 大字坂井 491 番地	岩 谷 修
〃 大字赤尾 1196 番地	郡 三千男
	榎 本 武

退任監事

員弁郡東員町大字南大社 1538-1 番地	太 田 博
〃 〃 大字長深 3990 番地	水 谷 久

員弁郡東員町大字中上 1388 番地	廣 田 順 次
" " 大字坂井 603 番地	郡 和 弘
" " 大字赤尾 990-2 番地	瀬 古 正
就任理事	
員弁郡東員町大字南大社 1459-1 番地	一 色 干 城
" " " 859 番地	近 藤 武 利
" " " 1121 番地	志 水 勇 人
" " 大字長深 2792 番地	松 下 忠
" " " 2054 番地	伊 藤 哲 夫
" " " 811 番地	松 下 静 夫
" " 大字中上 1001-1 番地	平 野 賢 男
" " " 1783 番地	種 村 治
" " " 1588-1 番地	日 置 一 成
" " " 174-5 番地	大 原 康 嗣
桑名市大字志知 597 番地	酒 井 重 信
" " 2643 番地	内 田 忠 博
" 大字島田 443-1 番地	片 山 政 三
" " 539-2 番地	城 田 和 夫
" 大字友村 187 番地	岩 谷 修
" 大字坂井 491 番地	郡 三千男
就任監事	
員弁郡東員町大字南大社 1538-1 番地	太 田 博
" " 大字長深 3990 番地	水 谷 久
" " 大字中上 1342 番地	萩 原 泰 之
" " 大字坂井 603 番地	郡 和 弘
" " 大字赤尾 990-2 番地	瀬 古 正

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和 6 年 4 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
県営農業水利施設保全合理化事業	斎宮第 2 地区	令和 6 年 3 月 26 日
県営特定農業用管水路等特別対策事業	城田・下外城田地区	令和 6 年 3 月 27 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 6 年 3 月 31 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 6 年 4 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業地域
三重県全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 6 年 3 月 31 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 6 年 4 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（電子基準点測量）

2 作業地域

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、多気郡大台町、度会郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量が令和6年3月31日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和6年4月23日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

基本測量（オルソ作成）

2 作業地域

津市、松阪市及び伊賀市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、伊賀市長から通知がありました。

令和6年4月23日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年4月26日から同年8月30日まで

3 作業地域

伊賀市川東

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和6年3月27日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和6年4月23日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（水準測量）

2 作業地域

桑名市の一部及び桑名郡木曾岬町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和6年3月25日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和6年4月23日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（農地の地区界測量）

2 作業地域

津市一身田平野

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和6年3月19日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和6年4月23日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（空中写真測量）

2 作業地域

松阪市柚原町、同市後山町、同市飯福田町、同市与原町及び同市嬉野岩倉町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 3 月 12 日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 4 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（地形測量及び基準点測量）
- 2 作業地域
鈴鹿市野辺町、同市竹野町、同市甲斐町、同市弓削町、同市岡田町、同市平田町、同市庄野町、同市加佐登町、同市津賀町、同市汲川原町、同市中富田町、同市西富田町、亀山市田村町、同市川崎町、同市太森町及び同市辺法寺町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 3 月 18 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和 6 年 4 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（農地の確定測量）
- 2 作業地域
多気郡大台町栗谷及び同町天ヶ瀬

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 3 月 27 日に終了した旨、三重県伊勢農林水産事務所長から通知がありました。

令和 6 年 4 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（2 級基準点測量）
- 2 作業地域
度会郡南伊勢町奈屋浦

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 3 月 31 日に終了した旨、桑名市長から通知がありました。

令和 6 年 4 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 2 作業地域
桑名市大字上深谷部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 3 月 15 日に終了した旨、玉城町長から通知がありました。

令和 6 年 4 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
度会郡玉城町世古及び同町坂本

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 4 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 4 月 9 日	三重郡菰野町大字諏訪字北浦 3818-5	いなべ市北勢町麻生田 3499-3 ディアコート 203 阿竹 駿 いなべ市北勢町麻生田 3499-3 ディアコート 203 阿竹 晴香
令和 6 年 4 月 11 日	員弁郡東員町大字六把野新田字藪の内 165 ほか 3 筆	四日市市鶴の森 1 丁目 5-19 三重北農業協同組合 代表理事組合長 生川 秀治

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 4 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 令和 6 年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」新聞折込業務委託（単価契約）
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部広聴広報課
- 3 落札者決定日 令和 6 年 3 月 15 日
- 4 落 札 者 三重県四日市市諏訪栄町 4 番 10 号 アピカビル 3 階
株式会社東海アドエージェンシー三重支店 支店長 今田 正樹
- 5 落 札 金 額 入札価格 35,917,440 円
契約金額 39,509,184 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和 6 年 1 月 23 日

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 6 年 4 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 事業名
令和 6 年度管財工第 2 号三重県本庁舎議事堂委員会室音響設備等機器更新
 - (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 納入期限
契約日から令和 7 年 3 月 28 日（金）まで
 - (4) 納入場所
三重県津市広明町 13 番地
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

いこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 平成 16 年度以降（過去 20 年間）に完成し、かつ、引渡しが進んでいる都道府県または政令指定都市のマイク設備で、集中制御方式（マイクユニット数が 20 以上かつカメラ連動）である設置実績を、令和 6 年 6 月 7 日（金）16 時までには 1 件以上有すること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和 6 年 5 月 14 日（火）15 時までには、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 2(2)エを証明する書類

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部管財課管財班 担当 箕田

電話 059-224-2135 ファクシミリ 059-224-2111

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 6 年 6 月 4 日（火）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和 6 年 5 月 24 日（金）17 時までには本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和 6 年 5 月 24 日（金）17 時までには通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 6 年 6 月 4 日（火）15 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内

郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年6月4日(火)15時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部管財課管財班

案件名 三重県本庁舎議事堂委員会室音響設備等機器更新

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年6月4日(火)15時30分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務部管財課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Mie Prefectural Main Office Building Parliamentary Committee Room Audio Equipment and Equipment Renewal

- (2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M on Tuesday, June 4, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:00 P.M on Tuesday, June 4, 2024.

- (3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M on Tuesday, June 4, 2024.

- (4) Managing Authority:

Property management Division, General Affairs Department, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2135

お 知 ら せ

理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条の 4 第 2 項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和 32 法律第 163 号）第 12 条の 3 第 2 項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定しました。

令和 6 年 4 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 主催者の名称及び所在地

- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- (2) 住所 東京都渋谷区笹塚 2-1-1 JMF ビル笹塚 01（8 階）
- (3) 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称、所在地及び連絡先
 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター東海ブロック事務所
 所在地 愛知県名古屋市中区栄 5-27-14
 電 話 052-684-5657

2 管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の実施計画

- (1) 講習期間及び日程

講習期間 令和 6 年 8 月 26 日（月）から同年 9 月 9 日（月）まで

講習日程

講 習 日	9:30～12:30	13:30～16:30

第1日	令和6年8月26日(月)	公衆衛生及び衛生管理	公衆衛生
第2日	令和6年9月2日(月)	衛生管理	衛生管理
第3日	令和6年9月9日(月)	衛生管理	衛生管理

(2) 講習会場の名称、所在地及び連絡先

講習会場 三重県勤労者福祉会館

所在地 津市栄町1丁目891番地

電話 059-225-2800

(3) 講習予定人員

管理理容師資格認定講習 10名

管理美容師資格認定講習 90名

(4) 受講料

1人 20,000円

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>